

産業廃棄物処理業実績報告について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛知県規則第9号）第10条第2項及び第3項の規定に基づき、2019年度における産業廃棄物処理業の実績を下記により報告してください。

1. 収集運搬業者

①産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書（様式第13）

・県内から県外へ運搬した実績

※運搬実績が無い場合は、「実績なし」と記載した報告書の提出をお願いします。（このハガキの余白に「実績なし」と記入し、封筒に入れて返送いただいても結構です。）

2. 処分業者

②産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書（様式第14）（別紙含む）

・全ての処分した実績、県外の事業所から発生した産業廃棄物に係る実績（別紙）

3. 提出先（問合せ先）

事業場の所在地を所管する県民事務所等（宛名面に記載）

※電子申請により提出することができます。

<https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/>

4. 様式のダウンロード

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/index.html##3>

※「愛知県 産業廃棄物 様式」で検索

5. 提出期限

令和2年6月30日(火)

なお、本状と行き違いで既にご提出いただいております場合はご容赦ください。

「愛知県は循環型社会の構築のために産業廃棄物税を導入しています。御理解と御協力をお願いします。」